

社会福祉法人高宮美土里福社会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成31年3月31日までの3年間

2. 内 容

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標1 育児介護休業法に基づく育児休業介護休業、子の看護休暇制度などの諸制度を職員へ周知するとともに、制度の利用促進に努める。

<対策>

平成28年4月～ 諸制度に関するパンフレットを各部署で回覧するなどして、職員に周知を図る。

目標2 子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する。

<対策>

平成28年4月～ 職員のニーズの把握、検討開始

平成29年4月～ 制度の導入、管理職研修及び職員へ就業規則、育児介護休業法に基づく諸制度を周知し、配偶者の出産時における特別休暇や育児休業の取得について推進する。

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標3 所定外労働時間を現状よりも改善する。

<対策>

平成28年 4月～ 所定外労働の実態の把握

平成28年10月～ 全体的な業務量の偏りが解消できるよう業務内容等を検討

平成29年 4月～ ノー残業デーを設定実施し、残業時間の抑制を図る

その他次世代育成支援対策に関する事項

目標4 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供を図る

<対策>

平成28年 4月～ 実習生やインターンシップ等の職場体験や実習の機会提供を行い、福祉職場の若年者への理解をすすめる